

■台風 12 号災害被災地に職員 3 名を派遣 ～奈良県、和歌山県～

(1) 豪雨による農道の崩落

斜面崩落とともに農道が破壊され分断された。

この区間は高さ 10m の盛土。豪雨が盛土背面に浸透し、滑り破壊を引き起こしたと推定。

復旧に当たっては、斜面の支持力を把握した上で、補強盛り土工法を採用すること、盛土内と盛土底部の排水性を高めた構造にすることが重要と助言。



(2) ため池の決壊

ため池堤体の決壊した両脇には堤体が残存し、堤体断面には滑りの痕跡らしきものを確認。なお、洪水吐、底樋は流亡せず、堤体の基盤は強固。

中央部の下流側法面が豪雨で滑り破壊を起こし、それが原因で沈下した堤体の天端（破線部）から溢水し、上下流方向に破壊が進行したと推定。

復旧のため、農工研が開発した工法を紹介。



(3) 農業用パイプラインの流失

農道下に埋設されていたパイプラインが、斜面崩壊の際に、農道と共に流失し分断された現場。

(写真左下から写真上に突き出しているのが残ったダクタイル鑄鉄管。その右には落下した管路が見える。)



(4) 検討会

被災箇所の調査後、各現場や事務所において、国、県、市、町、土地改良区の関係者が一堂に会し、農工研の派遣職員からは、被災した施設の応急措置と復旧に向けた調査や工法の選定等の技術的な所見を述べ、今後の対応について意見交換を行った。

